

第1章 基本方針改定の経緯と基本方針を定める目的

1 基本方針改定の経緯

本市では、平成26年に「市民協働都市」を宣言し、市民、自治会・町内会、文化センター圏域コミュニティ協議会、自治会連合会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者、市が相互に連携・協力し、主体的にまちづくりに参画する、市民協働によるまちづくりを進めてきました。

平成29年には府中駅前に市民活動・協働の拠点施設として、市民活動センター「プラッツ」を開設し、協働に関する情報提供、普及啓発、担い手の育成及び相互交流等に努めた結果、令和3年4月現在、「プラッツ」に登録する目的型の市民活動団体は450団体を超え、そこから、地域課題の解決に寄与する活動も生まれ始めています。

市民協働都市を宣言してからのこの8年で、協働の普及・啓発、推進のための計画策定、組織づくりなどの環境整備、基盤整備に努めてきた結果、従来から文化センターを拠点として、人と人との絆を大切に活動して来た自治会・町内会やコミュニティ協議会、NPOの地域清掃や助け合い活動も、「協働」であるとの理解が広がり、協働が実は誰にとっても身近で、参加する機会にあふれていることを再認識していただくことができました。

とはいうものの、毎年市が実施している市政世論調査の結果では、「協働について知っている」と回答した市民の割合は57.1%であり、まだまだ満足できる結果ではありません。イベントや広報、SNSなどを通じ、協働が身近に感じられるよう発信方法を工夫していく必要があります。

併せて、新型コロナウイルスの感染拡大等により、子どもたちの体験機会の減少や、高齢者の運動能力の減退の懸念など、新たな地域課題も生じており、行政を含め、単独の主体のみで地域課題を迅速に解決することが難しくなっています。今こそ、協働により地域課題が解決できるか否かで、自治体力が問われる時代もないのではないのでしょうか。

市民、自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者は高いスキルを持って活動されています。しかしながら、その力が有機的に結びつくことで、もっと迅速で、もっと効果的に課題解決に近づけることができます。また、SDGsへの取組みなど、教育機関や事業者においても社会貢献を行っているかどうかで評価が大きく異なる時代となっており、地域課題の解決に積極的に関わろうとするインセンティブが働いていることも追い風になっています。

そのため、見直し後の本基本方針においては、協働の主体と主体をつなぐ、中間支援組織やコーディネーターの育成に力を入れると共に、市民活動センター「プラッツ」を拠点にしている主体と、文化センターを拠点にしている主体、更には教育機関や事業者など、今までに協働していなかった主体同士をつなぐ活動にも力を入れていきます。

地域に協働事業があふれ、誰にも当たり前協働事業に関わり参画する府中市を、次の8年では実現してまいります。